

本願寺史料研究所報

4 2 号

発行所

本願寺史料研究所
〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話

〇七五―三四三―三三一
内線(五四一八)

発行者

所長 赤松徹眞

発行日

二〇一一年一月二二〇日

親鸞聖人
750回大遠忌



モノから考える御堂の聖域性

——近世前期「眼鏡」史料を通して——

武田 美桜

はじめに

今回、本願寺所蔵史料の中に眼鏡の記事を載せる「水野石見守忠貞書状」を発見した。近世前期の本願寺史料の中で眼鏡に関する史料自体が珍しいが、さらに進んで近世史を通じてみても、その前期において眼鏡の事例を確認し得る史料は希有といえる。これに関連して、当研究所保管史料より眼鏡に関する史料を調査したところ、近世後期の記録類の中に眼鏡に関する記事数点の存在も明らかになった。

したがって今回は、発見された「水野石見守忠貞書状」

について報告するとともに、研究所保管史料の眼鏡記事などの考察を通して、眼鏡というモノを通じてみえる江戸時代本願寺における御堂の聖域性のあり方を示してみたいと思う。

【I】 眼鏡前史

一、眼鏡の発明と発展

まず第一に、眼鏡の概説をしておく。紀元前にガラスが発見されてからガラス製品は色々な形で利用されてきた。アラビアの数字者アルハーゼンが、レンズが物を拡大する現象を発見してからは、様々な人物によって視力の補助としてのレンズの研究がされるようになった。文字を拡大するレンズが実際に利用され始めたのは十三世紀の中頃、レンズが両眼用に組み合わせられ、いわゆる眼鏡といえる形のものが使用され始めたのは十五世紀初期のことだが、当時眼鏡を使用していたのは学者や僧侶

等の読書にかかわる限られた一部の人びとであった。十五世紀中頃にもなると、印刷技術の向上によって読書層も増え、眼鏡もより一般的なものとなった。

以上のように、発明年代を明示することは難しいが、眼鏡が長い時間をかけて発展してきた品であることは確かだ、ヨーロッパにおける眼鏡師という職業の普及から考えれば、十七世紀までには眼鏡は西洋において広く認識されるようになっていたといえるであろう。

二、眼鏡の日本伝来

西洋で発明された眼鏡が日本に伝来したのは十六世紀のことである。この頃的眼鏡に関する記述がみられる文献として『大内義隆記』があげられる。「都督在世ノ間ヨリ。石見ノ国太田ノ郡ニハ銀山ノ出来ツ、宝ノ山トナリケレバ。異朝ヨリハ是ヲ聞。唐土。天竺。高麗ノ船ヲ数々渡シツツ」と、外国からの船が多数訪れていたことを書いているが、そのうちの「天竺」から大内義隆に贈られた様々な献上品のうちに「老眼ノアザヤカニミユル鏡」という、眼鏡のことと思しき記載がある。永享四年（一四三二）に勘合貿易が復活して以来、周防の大内氏らが貿易に携わっていたため、大内義隆が国外の人物と交流し、これらの献上品を受け取っていた可能性は十分にある。

また、ルイス・フロイス著『日本史』には、天文十八年（一五四九）に日本へ到着したフランシスコ・ザビエ

ルが、同二十年（一五五二）に「山口の王」である大内義隆を訪問し、時計、鏡、眼鏡といった「十三の貴重な進物」を献上したという記述がある。「この贈り物はいずれも、この地方でまだ一度も人びとの目にふれたことがなかった品じなであったので、王はこれを見て非常に満足の意を表し」たという。一般的にはこの『大内義隆記』と『日本史』の記事が同一の出来事を書いたと考えられ、フランシスコ・ザビエルによって眼鏡が日本に伝来したという説の根拠となっている。

対外貿易やキリスト教の布教などに際し、外国の使者たちから時の権力者への献上品は必須であったが、この当時眼鏡が献上品として重宝されていたことがうかがえる。

三、日本最古の眼鏡

これまで、現存する日本最古の眼鏡は、静岡県久能山東照宮所蔵の、徳川家康遺品の眼鏡（慶長十六年「一六一一」、セバスチャン・スピカイノの献上品と伝わる）と考えられてきた。しかし、新たに京都紫野大徳寺大仙院所蔵の、足利義晴寄贈とされる鼻メガネ（足利義政が使用した眼鏡。対明交流の贈物で、ザビエル来訪前に贈られた物と考えられている）が発見されている。なお、ここにあげた二つの眼鏡はどちらも手に持って使用する形のものである。

マルコ・ポーロが中国に旅行した際に眼鏡をかけた老

人をみた、という伝承を基に、中国でも古くから眼鏡が用いられていたのではないかとする説があるが、『眼鏡の社会史』によれば、中国における眼鏡というのは明代（一三六八～一六一五）になって西域からもたらされたもので、中国内でさかんに作られ始めたのは清代になってからのことらしい。

このことから同書では、義晴寄贈眼鏡は中国経由で輸入したものの、中国以外が原産になっているのではないかと考察されている。「ちなみに、義政の時代は、幕府の財政を救うため、さかんに日明貿易が行われた時代である。したがって、義政が中国経由で眼鏡を入手した可能性は十分ありうるであろう」と書かれていることを踏まえれば、義政が所持していた眼鏡が義晴によつて大仙院に納められたという話も納得のいくものである。とはいえ、この義政所蔵の眼鏡に関する詳しい史料は発見されておらず、あまり多くのことはわかっていないのが現状のようだ。

【Ⅱ】本願寺所蔵眼鏡史料

一、水野石見守忠貞書状

一筆申入候、御門跡弥（良如）
御機嫌能被成御座候哉、
承度奉存候、拙者儀
頃日持病切々指発

申候ニ付、久敷御尋も
不申上迷惑仕候、然者
目鏡御用之由、日外
御門主被仰候間、黒川
与兵衛所へ申遣候処ニ
長崎目鏡三ツ

今朝到来申候間、
則為持進覽仕候、
阿蘭陀人申候ハ、一ツハ
四十、五迄、
壹ツハ五十、五十四、
五迄、壹ツハ六十より
七十迄と申候由申来候、
何れも壹ツ御目ニ
相申候得かしと奉存候、
万端可然様ニ可被仰上候、
恐々謹言

水野石見守

二月廿三日 忠貞（花押）

下間治部卿老

御宿所

今回発見された眼鏡に関する史料は、水野石見守忠貞が下間治部卿（仲弘）に宛てた書状である。水野忠貞は慶長十四年（一六〇九）生まれ、寛永九年（一六三二）に石見守に任じられ、寛文十年（一六七〇）に没した人

物である。文中に現れる黒川与兵衛なる名は慶安三年（一六五〇）から寛文五年（一六六五）まで長崎奉行を務めた黒川正直のことであり、宛名の下間治部卿（仲弘）は万治四年（一六六一）に刑部卿と改名している。（注一）これらの情報を踏まえると、書状の発給年は慶安三年から万治四年の間と考えられる。つまり、書状内の「御門主」とは本願寺第十三代良如を指すことになり、眼鏡は良如の所望だったことがわかる。

大意は以下のごとくである。良如御門主から承った眼鏡の件は、黒川与兵衛に申し遣わしたところ、今朝長崎より眼鏡が三つ到着しました。そこでお持ちしてご覧にいたたく思います。オランダ人が言うところには、一つは四十〜四十四、五歳まで、また一つは五十〜五十四、五歳、もう一つは六十〜七十歳まで用ということです。いずれか一つよいものをお持ちください。この件よろしくお伝えください。

このように良如へ眼鏡を届けた差出人の水野石見守忠貞という人物と、良如との関係については『石川日記』（本願寺所蔵）に多く記述がみられる。次にその記事をあげ、説明しておく。

二、『石川日記』にみえる水野石見守忠貞と良如

① 明暦元年（一六五五）四月二十四日条

一 蠟燭式百丁、水野石見殿分御錢別

② 同七月十八日条

六日・九日両度、江戸浅草御堂へ御見廻候て、学寮ノ義ハ興正寺へ対シテ御クツシ候事ニテ無御座候、新義「」事御公儀御法度ニ候間、井伊掃部御内証御異見申上候通、御門跡様御為悪敷事、毛頭仕間敷ト、様々御異見被申上候ニ付、御クツシノタメニ数馬上洛被申候、御留^{（主脱）}居下間大式・横田帯刀へ右之段々被申渡候。則御大工水口若狭二被申付、明十九日ヨリ学寮悉ク打クツサセ被申候事、数馬ハ九条太閤様、二条前摂政様・板倉周防殿・永井信乃殿^{（通）}・同日向殿・水野石見殿、右之衆へ御書被遣、則持参被申候

③ 同八月五日条

一 水野石見殿御留守為御見舞御出

④ 同九月八日条

一 松茸老籠、水野石見守殿へ、御使茂兵衛

⑤ 万治二年（一六五九）三月六日条

一 申ノ剋過ニ、水野石見殿御見廻、於御書院^{（黒書院）}ニ御所様御対面、則御相伴ニテ御振廻アリ、其後石見殿かめや市兵衛ト中象戯^{（稽）}御指候而、戌剋過ニ御帰候事

⑥ 同四月十六日条

□□囲与御書院へ御出候也、象戯指共召テ、中象戯ナトアリ、水野石見殿モ中象御指候、石見殿ハ御振廻勝手ニテ参候、後談ノ時ハ長老ノ相伴也

明暦元年は承応の関牆の決着として、幕府の命により

本願寺の学寮が破却された年で、良如自身も江戸へ下向し、彦根第二代藩主井伊直孝との会談を重ねている。①四月二十四日条は、良如が江戸へ下向する前日に水野石見守忠貞が餞別を贈った記事。②七月十八日条は学寮が破却される前日の話で、江戸より帰京した本願寺家臣上原数馬直長が、江戸に滞留する良如からの預かり物の御書（書状）を九条太閤ら五人に送った記事で、手紙を送られた人物の中に水野石見守の名がみえる。学寮破却という非常に重要な件に対して御書を送られていたことがわかる。③八月五日条は良如の留守中に良如子息の寂如を見舞った記事。④九月八日条は本願寺から松茸一籠を送られた記事。また⑤と⑥の万治二年の条は、門主の私的な空間である黒書院において将棋に興じた記事である。

以上の各記事にみられるように、忠貞は個人的に良如と非常に親しい関係と判断し得る。それは⑥の「御振廻勝手」という表現からも、かなり打ち解けた間柄であったとわかる。先の眼鏡に関する書状が出された時期は『石川日記』の記事よりも前の出来事だが、良如と関係の深かった水野忠貞が、良如の要望に応じて長崎から眼鏡を取り寄せたとみても何ら問題ないだろう。

三、水野忠貞書状からわかること

先掲の書状には、良如が所望した「目鏡三ツ」が長崎から到着したと記述する。「阿蘭陀人申候ハ」との表現

から、この三つの眼鏡はオランダからの輸入品と考えられる。三つの眼鏡に関してオランダ人は、一つは四十から四十四、五、一つは五十から五十四、五、一つは六十から七十歳までのものと語っており、眼鏡が年齢別に仕立てられていたことがわかる。

『眼鏡の社会史』には「ドイツの記録をみると、当時、（十七世紀後半）行商人によっても眼鏡は売られていた。行商人は少数のストックを携えて（中略）、客はその中から自分に最もよく合う眼鏡を探し出して買っていた」という眼鏡販売の方法が紹介されている。

先の書状に書かれた取引でも、年齢を基準とした大まかな視力の状態に合わせて複数種類の眼鏡を用意し、利用する者の視力の状態に応じて適当な眼鏡を勧めていた様子がうかがえ、当時のヨーロッパでの眼鏡販売の方法と同じであることがわかる。

「何れえも老ツ御目二相申候得かし」という表現から、度が異なる三つの眼鏡を実際に良如にかけてもらうことで、彼の視力状態に最も適した眼鏡を渡そうとしていたことがうかがえる。

以上から社会的にみて次の点が指摘できる。

- ① 当時、輸入品の眼鏡が利用されていたこと。
- ② 輸入された眼鏡が、長崎を通じて取引されていたこと。
- ③ 眼鏡が年齢を基準にして制作されていたこと。
- ④ 複数の眼鏡をかけ較べることで、自分に合った眼鏡

を選んでいたこと。

また本願寺の歴史という観点からみて次のことが指摘し得るであろう。

① 本願寺が長崎を通じ眼鏡を入手していること。

② 当時良如の視力が衰え、眼鏡を利用していたこと。

四、近世前期の眼鏡の普及

前項で良如が利用した眼鏡がオランダからの輸入品であつたことを指摘したが、補足として、この当時外国産の眼鏡がどの程度日本で普及していたのか、その調査の結果を次に示す。

① 鎖国前『平戸オランダ商館の日記』

1 一六三六年十一月条

今日長崎の代官平蔵殿から、ポルトガル人により同地の市場にもたらされた商品と、これがどれ位の市価で売れたかについての覚書が来た。この訳文は、ここに記入する通りである。(中略) 鼻眼鏡 一九、

四三五個 一、七一四テールハマース二コンデリン

(通貨の単位)

2 一六三七年十一月条

鼻眼鏡 三八、四二二個 百個に付、一テール一マース五コンデリン十分の五 四四三テール六マース九コンデリン

3 一六三八年十一月条

鼻眼鏡 四〇五個 六テール五マース

② 鎖国後『長崎オランダ商館の日記』

1 一六四三年八月十日条

進物用鼻眼鏡 一六〇個

2 一六四九年十月八日条

今度着いた遠目鏡及び眼鏡を調べたところ、当地で非常に熱望している高価なものが多くこわれ、星ができた曇っていた。故障は荷扱の悪いたためではなく、水晶が長い間静かに置いてあったためと思われる。今後は水晶のは止めて、普通ガラスの眼鏡の最良なものを送るべきであろう。当地ではそれで相当に売れるであろう。

①は鎖国前の記録である。寛永十六年(一六三九)の鎖国令でポルトガル船の来航が禁止され、それ以降ポルトガルとの眼鏡取引の記録はないが、ここに掲げた1、3はそれ以前の記録である。1では約二万個、2では四万個近くもの鼻眼鏡が輸入されており、3では約四〇〇個とその数は減少する。

ただ、およそ四万個という輸入数から考えれば、驚くべき数の眼鏡がポルトガルとの取引を通じて日本に入ってきたといえる。当時の日本の人口が約一二〇〇万人といわれることから、その数字は驚異的である。次の②にあげるオランダの進物用眼鏡などと比較すれば質の低い物ではあつただろうが、これだけの輸入量をみれば眼鏡が権力者以外の日本人にも利用されていた可能性は十分にありえる。

②は日本が完全な鎖国状態となった後の記録である。対外貿易は中国、オランダに限られることになったが、オランダとの取引記録の中にも眼鏡の記録がみられる。

1の記事は進物用眼鏡の記録であり、①の記録と比較すれば、その数は激減している。この原因は2で記述されているように、ポルトガルから多数の眼鏡が輸入されていたものの、オランダの質の良い眼鏡を日本が熱望したためであった。それに対して、オランダ側も日本に送る眼鏡(特に進物用)の品質に気を配っていたのである。

これらの記録をみる限り、水野忠貞書状の頃の日本では、輸入品の眼鏡が広く利用され、それなりに質の良い眼鏡もある程度普及していたといっても過言ではないだろう。

【Ⅲ】本願寺史料研究所保管「諸事被仰出申渡帳」眼鏡史料

一、眼鏡記事一覧

次に、研究所保管「諸事被仰出申渡帳」の中に、末寺の僧侶たちの眼鏡使用に関する記事が確認できる。水野石見守忠貞書状から二百年後の天保十四年(一八四三)三月の記事他である。現在までに確認されている本願寺関係史料の中で眼鏡に関するものは、水野石見守忠貞書状とこの「諸事被仰出申渡帳」のみである。以下にその記事の一覧を載せる。

①(天保十四年)

三月五日

一 専光寺

老年ニ付願之通、眼鏡御免

②(嘉永六年)

五月九日

各返 昭善寺
願成寺

一

老年ニ付願之通、眼鏡御免

同

一 妙順寺

六拾歳未満ニ候得共眼病之趣ニ候得者、御堂之外、

願之通、眼鏡御免

③(安政二年)

(五月)

同晦日

一 大雄寺

老年ニ付願之通、眼鏡御免

④(万延元年)

(十月二十二日)

同

一 教宗寺

老年ニ付願之通、眼鏡御免

⑤(文久元年)

五月七日

一 与楽寺

六拾歳未満ニ候得共、眼病之趣ニ候得者、御堂之外、

願之通眼鏡御免（注二）

⑥（元治元年）

六月三日

一 慈願寺

老年ニ付願之通、眼鏡御免

⑦（慶応二年）

五月七日

一 尊超寺

六拾歳未満ニ候得共眼病之趣ニ付、御堂之外、眼鏡御免

以上のように、天保十四年（一八四三）から慶応二年（一八六六）まで変わらぬ制度で、老年（六十歳以上）の場合、もしくはそれ未満でも眼病の者に対しては眼鏡の着用許可を出していたことがわかる。これらは本願寺敷地内に限った話であるが、現代では生活用品である眼鏡が、そのようには認識されてはおらず、「許可が無ければ着用が許されぬ物」として扱われていたことは興味深い。

六十歳未満の者に対する許可にのみ「御堂之外」という表現があることも特徴的である。これは御堂内で眼鏡をかけてはいけないとの意であろうが、六十歳以上の者に関しては一切記載がないため、老年の者たちは御堂内でも眼鏡をかけることが許されていたと考えられる。こ

のような差異が生じていた理由を現段階で断定することはできないが、「六十歳未満の者が眼鏡を利用すること」及び、「御堂の中で眼鏡を使用すること」が、当時の本願寺にとって、許可すべき特別な意味をもっていたのは間違いないだろう。

二、日本における眼鏡制作

良如の時代には専ら輸入品に頼っていた眼鏡だが、「諸事被仰出申渡帳」の頃の日本では、どの程度普及していたのか、この点の調査結果を次にまとめる。

日本での眼鏡作りに関しては、西川如見著『長崎夜話草』享保五年（一七二〇）刊に、「長崎住人浜田弥兵衛といふもの、壮年の頃蛮国へ渡り、眼鏡造り様を習ひ伝へ来りて、生島藤七といふ者に教へて造らしめたるより今にその伝なり」と書かれ、これが元和年間（一六一五～一六二四）のこととされている。また徳川家康所持の眼鏡も、「^{ふち}録」だけは鼈甲細工職の喜道が作ったといわれている。近世前期には、日本にも眼鏡作りの技術を持った者が存在したと考えるものではなからうか。

黒川道祐著の山城国地誌である『雍州府志』貞享三年（一六八六）刊の「玉石具」の項では、「（京都）御幸町三条の北」に玉人（水晶など玉を磨く職種）が多いと記した上で、「凡此処所製之鬚鬚勝蛮船所戴来者」と、ここで作る眼鏡（鬚鬚）が南蛮の船が乗せてくるものよりも優れていると書いている。また、様々な職業を紹介し

た『人倫訓蒙図彙』元禄三年（一六九〇）刊の「珠摺」の項でも、「眼鏡、数珠粒、舍利塔、皆水晶をもつて造る」と紹介し、京御幸町通四条坊門や大坂伏見町など、珠摺の所在地を記している。この頃になると眼鏡のレンズ自体も日本で作られ、南蛮のものよりも優れている、などと評価されていることがわかる。

『眼鏡の歴史』に「京都は久しい昔から、玉石を研磨する家職としての玉造部があり、さらに、この玉造部は皇室の衰微とともに民間に生きることになったが、眼鏡の普及にともない、その研磨技術を生かしてレンズ制作に乗り出して来た」とある。『雍州府志』や『人倫訓蒙図彙』で玉人、玉摺の所在地として京都があげられているのにはこういった背景もあったのだろう。

また、寺島良安著の『和漢三才図会』正徳三年（一七一三）刊における眼鏡（鑿鑿）の項目にはより詳しい記述がみられる。「老人と壮年で用いるものに異がある。老眼の場合は微凸にする。壮眼の場合は表裏正直になっている。中老の場合は表は正直で裏が微かに窪んでいる。もし老人が壮年の眼鏡でものを視ると、遠い物は鮮明で近い物ははっきりとはみえない」のように、この頃には日本でもかける人間の年代（老年、壮年等）に応じて眼鏡のレンズを作り分けていることがわかる。享保十七年（一七三二）刊行の三宅也来著『万金産業袋』の「目鏡類」の項にも、「丸目鏡（暖嘘・鑿鑿）」の説明として「若年・中年・老年のわかちあり」と、年齢に応じたレンズ

の別についての記載がある。「諸事被仰出申渡帳」の記事から百年ほど前の史料になるが、文献史料にかなり詳細な記述がなされていることをみれば、この頃までには眼鏡作りに関する知識も広まっていたと考えられる。「諸事被仰出申渡帳」に眼鏡の許可が出された頃は、日本における眼鏡の需要もこれらの眼鏡職人によって賄える時代だったと思われる。

三、「諸事被仰出申渡帳」から考えること

前項にあげた史料から、十七世紀後半には日本で制作した眼鏡が普及していたことが明らかになったが、この頃の眼鏡はやはり高価な印象がぬぐい切れないものであったらしい。一般の人びとにも広く眼鏡が使用され始めたのが、朝倉松五郎がウィーン万国博への出張で学んだレンズの研磨方法が日本に伝えられ、レンズの工場生産がさかんに行われるようになった明治二十年頃から、さらに個々の目の状態に応じた度数の調節が本格的に行われ始めたのは大正年間からであるということから、江戸時代における眼鏡というのは、一般人にも認識・利用はされていたものの、いまだ日用品とはいえない印象が強かったことはまず間違いないだろう。

「諸事被仰出申渡帳」にみえる制約も、眼鏡を非日用品として扱う意識が根底にあったことが理由ではなからうか。眼鏡が高級な品である記述や、奢侈品としてみられていたことがわかる記述は江戸時代の文献に確認する

ことができる。とはいえ、「老年」の者、またそれより優先度は劣るものの、「眼病」の者にとつて眼鏡がなければ不都合が生じるという意識は浸透していたことが、制約を付けながらも本願寺内での眼鏡使用を許可していた理由ではないだろうか。

ただしこれはあくまでも免許制であることから、御堂などでは眼鏡をかけるべきではないとの考えが前提にあることも見落としてはならない。

展望と課題

以上、眼鏡に関する史料を通して、近世本願寺における眼鏡利用について考察を加えてきた。本願寺の歴代も眼鏡をかけていたことを明確にした本願寺所蔵の史料に限らず、眼鏡などの日用品について書かれた史料は数少なく、歴史的にまだ不明な点が多い。したがって今回発見した水野忠貞書状と「諸事被仰出申渡帳」は、それらの空白を埋める史料として位置づけることができるだろう。

「諸事被仰出申渡帳」の解説でふれたように、「何故六十歳未満の者に限り、御堂での眼鏡着用を禁止されていたのか」という点には、現段階では明確な回答は示せないが、その意味をさらに追求することには意義はあると思われる。

その問題への迫り方の一つとして、年齢からの切込み

がある。人口史の研究によると、江戸時代の平均寿命は五十歳にも満たず、五十歳となるのは明治に入ってからである。寿命は三十歳台との指摘もあるほどで、その点からみれば、六十歳とは、長寿高齢となり、当時としてはかなり特別な存在といえる。

さらに、御堂・境内での眼鏡の着用が免許制であったことを鑑みれば、通常はそれを持ち込んではいけないということになる。ここからもう一つの切込み口がみえてくる。つまり当時、御堂に何を持ち込んではいけないのか、あるいはよいのか、また境内では何がよくて何が制限されるのかを明らかにすることである。

持ち込みが制限されていたモノの情報を収集し、その共通性を見い出せば、おのずから眼鏡の持つ意味も浮かび上がるものと考ええる。例えば「諸事被仰出申渡帳」に、やはり老年の僧侶に対し殿中（屋敷）での杖の使用を許可した記事が存在する。杖もまた殿中での使用が本願寺からの免許制であることがわかる。

このように御堂・境内・屋敷において本願寺から免許される所持品、その共通性が大きなヒントになるだろう。逆に、近世初期の絵図には、御堂や境内に刀が持ち込まれていると思われる場面が確認できるので、刀は特に規制されず、持ち込んでよいモノであったと考えられる。近世において刀は武士の身分表示であり、その人物そのものを意味するモノであったため、所持者の一部と認識されており、持ち込みには問題なかったと考えられる。

つまりあって当たり前のモノであったのである。そうすると、現在眼鏡はその人の一部と考えられているが、当時眼鏡の着用が免許制であったということは、そのような認識が成立していなかったためと推される。

眼鏡は従来日本社会にはなかったモノで、当時それなりに普及していたものの、御堂内では依然受け入れられていなかったというのである。なぜ受け入れられなかったのか、にわかにはわからないが、これは眼鏡を持ち込むことが、従来の御堂の聖域性と何らかの矛盾を生じさせると考えられていたためではないだろうか。

さらに聖域性との摩擦という問題は、境内において眼鏡を使用する場合や殿中での杖の利用でも同じように考えることができるだろう。六十歳未満の者に対し、御堂は不可だが境内では眼鏡を着用してもよい、などと許可した理由は、おそらく御堂と境内との聖域性の違いによるものであろう。これらは今後、御堂などに持ち込まれるモノの調査を通じて明らかになるものと思われる。つまり、眼鏡の持ち込みなど、新たなモノの社会的展開は、それに対応する側の世界とどのように摩擦を起こし、受け入れられていくのか。このプロセスを明らかにできれば、当時の信仰のあり方などの、新しい側面がみえてくるはずである。ただこれらはすべて今後の課題とせざるを得ない。

認できる。

【参考文献】

- 和田萬吉訳『モンタヌス日本誌』（一九二五年、丙午出版社）
『群書類従・第二十一輯』（一九三一年、続群書類従完成会）
西川如見『長崎夜話草』（一九四二年、岩波書店）
村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記 第一輯』（一九五六年、岩波書店）
大坪元治『眼鏡の歴史』（一九六〇年、日本眼鏡卸組合連合会）
柳谷武夫訳『日本史（一）』（一九六三年、平凡社）
永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記 第三輯』（一九六九年、岩波書店）
『続々群書類従 第八』（一九七〇年、続群書類従完成会）
『万金産業袋』（一九七三年、八坂書房）
永見徳太郎『南蛮長崎草』（一九七八年、歴史図書社）
島田勇雄訳注『和漢三才図会』5（一九八六年、平凡社）
籠谷真智子編『本願寺史料集成 石川日記 下』（一九八九年、同朋舎）
『人倫訓蒙図彙』（一九九〇年、平凡社）
白山晰也『眼鏡の社会史』（一九九〇年、ダイヤモンド社）
矢野憲一『ものと人間の文化史八八 杖』（一九九八年、法政大学出版局）
鬼頭宏『文明としての江戸システム』日本の歴史一九（二〇〇二年、講談社）

注一 『寛政重修諸家譜』による。

注二 文久元年にはこの記事を含め、同じ内容の記事が四件確

（たけだ みおう 本願寺史料研究所研究生）

築地御坊の創建について

——上田織部正信書状より——

長瀬 由美

築地御坊は、現在の浄土真宗本願寺派の本願寺築地別院の古称である。近世の記録に「築地別院」と記される場合もあったが、築地御坊と記されるのが通常であった（現在、東京で「築地本願寺」の称で親しまれているが、これは通称である。しかし平成二十四年度よりは宗派の直轄寺院「築地本願寺」となる）。

徳川家康が江戸に幕府を開き、江戸が政治的中心地となった。本願寺も幕府への窓口を江戸に持つにいたった。『新修 築地別院史』によると、慶長十二年（一六〇七）に、江戸に屋敷地を許可されたことを始まりとする。創建場所は浅草横山町とする説と浜町とする説があり、創建年は元和三年（一六一七）と考えられる。浅草御堂と呼称され、御堂・対面所・台所・輪番所・太鼓堂・大門・中門があり、子院は二十八カ寺あった。浅草御堂設置の目的は、幕府との連絡拠点としての機能を果たすことが第一であったが、当初は宗主や使僧が江戸入りしたときの宿舎として使用され、堂舎の整備にともなって、御坊の役割を担うことになった。寛永二年（一六二五）に、幕府より宗主が兼帯する寺院として公認された。明暦三

年（一六五七）の大火で焼失し、現在の地に移築された。移築について『大谷本願寺通紀』には、「（明暦）三年正月十八日、江戸大火、延焼浜町別院、因謂官府、填八町堀海為寺地、移基再興、築地之名自此始」とし、同年五月に仮御堂落成と記している。『徳川実紀』には、「東本願寺に浅草三十三間堂前芝地。西本願寺に八町堀築地海涯にて。各寺地百間四方かへたまはれり。今までの寺地は収公せらる。」と記されているのみである。

本願寺史料研究所保管の本願寺文書には、移築に関する文書が五〇点あり、その詳細が判明する。五〇点の目録は、後掲の通りである。

これらの史料から大火後について記すと、明暦三年三月九日に、上田織部正信（本願寺の奉行人）と浅草御堂の管理を任命されていた松野坊宗久が井伊直孝に面談し、他宗とは違い、西本願寺は朝晩に参集なくしては成立しないと、代替地の必要を述べている。直孝からは、同じ火災により焼失していた東本願寺の神田御堂が移転するのであるならば、浅草御堂も移築するとの回答を得ている（文書番号 2、以下文書番号のみを記す）。松野坊の書状や浅草御堂寺内惣坊主衆・善永寺外三ヶ寺からも、代替地については複数の候補地があがっている（8）。三月下旬には、移築の望みは幕府の許可するところとなり（4）、許可された場所が上田書状に記されている浅草三十三間堂近所であった。

今回紹介する史料は文書番号 7、明暦三年四月七日付

本願寺宛上田織部正信書状である。上田は明暦二年十一月晦日に江戸に遣わされていた。その役目は、承応の閼牆と呼ばれる法論から、西本願寺と興正寺との本末抗争となり、明暦元年越後今町へ逼塞となっていた興正寺准秀の帰寺についてであったが、代替地についての交渉役も勤めた。本書状は、明暦の大火後、代替地について幕府との交渉や、江戸にいる上田や別院の寺内衆、門徒等の意向を西本願寺に報告しているものであり、『大谷本願寺通紀』『徳川実紀』に記されていない現在地への移築決定についての経緯を示す史料である。

翻刻にあたり、原則として新字体に改め、適宜読点、並列点を補い、条目ごとに番号を付した。

一 史料

先日御奉書ノ御返事御書、御老中へ持参仕候へハ、翌日又御奉書出候間写上せ申候

態五日ふり之以飛札致啓達候、先以其御地(良如)兩御(千代丸)所様倍御機嫌能被為成御座、殊小御児様御誕生被遊候由、千秋万歳目出度奉存候

一御替屋敷之儀者三日ニ安藤右京殿・石谷将監殿・

神尾備前殿(元勝)・城半左衛門殿(朝茂)・永井弥右衛門殿(重元)・曾

根源左衛門殿(吉次)、六人之御衆御出候而、観音堂西三

十三間堂前後二而、当門様御替屋敷并裏御門跡替屋

敷傍示御立候、内々三日ニ御出候様ニ承候二付、

人付見せ申候へ者、大指図之通杭被打申候御屋敷

之石懸事外惡、地形も裏方へ出申候所ハ深田二御座候二付、新二郎指図仕、先井伊掃部殿(重孝)参、則御目懸、指図御目懸、何とそ御断申度由申達候へハ、御老中より被仰出候上ハ断も難申上六ヶ敷可有之候間、早々安藤右京殿・石谷将監殿・神尾備前殿参、先御断申込、被仰出無御座候様頼上候へ之由御指図ヲ請、直右之衆并久世大和殿(広之)・松平出雲殿(義孝)・吉良殿へ参り、件之趣申達候

一右御替屋敷杭被打候所ハ裏方屋敷より奥へ入、

三方ハ町寺之裏ヲ請、地形も惡敷、江戸中御門徒衆兩所よりハ道之のりも遠ク旁惡敷御座候間、是非望替候へ之由一同ニ被申候故、御門徒衆もあらかしら被参被申分承候、伏見や又兵(衛)へも被参、

色々被申候、兎角三十三間堂近所ハ道遠ク御座候間、後々二而も御繁昌ハ有間敷候由、何も口ヲそろへ被申候、扱望替候所ハ何方可然候ハんと相談仕候へ者、坊主衆不残伏見や又兵(衛)へ・堺か兵(衛)へ

ヲ初芝方かへ海手木引町うしろニ而望上候へ之由被申候、最前ハ火事之用心、其上海之上御築被成候事、過分之御造作も可参と奉存候故、新銭座下総殿うしろ之屋敷可然候ハんと被申候、新銭座ハ地形御造作も不参候、下総殿後之屋敷、今度公儀より杭御打候三十三間堂近所も、地形御築被成候二過分之御造作懸り申所ニ御座候、同御造作ニ御座候ハハ、海手御築せ被成候へハ、後々事之外繁昌可

仕所之由、又兵^(衛)へなど達而被申候故、一昨日海手へ罷出様子見分仕候、木引町後京極主膳殿^(高徳)うしろ一段可然所と奉存候、又昨日大工遣し、畑嶋^(畑)衆二相添、具二見せ申候、畑嶋衆も呼寄、様子相尋申候、五町も七町も干潟二成申候所二御座候地形御築立被成候へ、石垣計ノ御造作二御座候、地形ハ存之外御造作懸り申間敷由申候、石懸之石是之御屋敷寺中ノ石、大形一方ノ御役ニ立申候程ハ可有御座かと何も被申候、然共五百両も七百両もいり可申様ニ申候、最前申上候下総殿後築立被成候も、今度公儀より杭被打申候三十三間堂西も、地形二五百両七百両計もいり可申由申候

一昨六日二又安藤右京殿・石谷将監殿・神尾備前殿・永井弥右衛門殿・城半左衛門殿・打越次右衛門^(光種)殿、地割替ニ御出候、則三十三間堂近所、最前三日ニ傍示御立候ヲ御打替被成候、則大指図之外別紙指図仕進之申候、此度ノ四所ノ杭ニハ御表裏共不知、御門跡と計御座候、大形鬩取成可申かと推量何も仕候、堀内宗恵も被参、御城中二而もくし取成候様ニ取沙汰御座候由被申候

一昨六日二御打候杭之指図仕、則掃部殿参、懸御目様子申上候へハ、大形鬩取ノ躰と見へ申候と被仰候、私申上候ハ鬩取之段御断ハ難申上可有御座候や、所望替申度奉存候由申上候、掃部殿被仰候ハ、最前公義より両御門跡様書頭し所定杭打被申

候所、私内証御断申候二付、最前之杭打直、其上二鬩取と被仰付候ハ、当門様へ随分之御挨拶二而候、其上私一分ノ御断ハ何共被申間敷候間、鬩取と被仰付候ハ、早速御請申、くしヲ取、其上私御断可申上様ハ、最前上ケ候両所之望之義ハ御門跡様へ申上候、今度御渡し被成候三十三間堂近所之義、御門徒勝手遠所二御座候故不申上候、其儘請取候へと被仰下候ハ、請取可申候、先是ハ鬩ハ取申候、御屋敷之義ハ重而可申上之由申上候へ之由御指図ニ御座候間、今日二而も罷出候へ之由二御座候ハ、罷出、鬩取可申と奉存候、か様之段も前広相知、日限も御座候ハ、御左右申上、御意ヲ請申度奉存候得共、曾沙汰無御座、大形推量之躰ニ御座候故、其儀無御座候、万事掃部殿参御相談申上、御指図請申候、今度御替屋敷共とかく之御断不被申上様ニ公儀より押付候而被仰付候、最前望之書付指上、是二至迄終何共御沙汰無御座、三日六日両度杭御打被成候

一此方御替屋敷百間四方と書付御座候
一裏方ハ横九十三間、^(懸カ)二百二間半と書付御座候、書付之外ハ老間も望難叶由二御座候

一木引町うしろ海手干潟之義、御旗本衆へ出申筈二而、是築立候所過分ニ御座候、其さき二而望申度由掃部殿御内談申上候ハ、成不成之様子御老中へ卒度御聞可被成候間、先沙汰仕間敷候、相成

候様ニ候ハ、重而從御門跡様御望被成候様ニ可被成候連、不成義ニ候ハ、御望候事御無用ニ可被成と被仰、海手繪図御取置被成候

一^(八)三十三間堂近所御替屋敷圖取ニ而たとい能所渡候共相成様ニ御座候ハ、同者芝方かへ海手御望被成候様ニと坊主衆・御門徒衆達而被申候以来、御普請被仰付候共、海手之御屋敷ニ而ハ御門徒衆御馳走成安所ニ御座候、三十三間堂近所ニ而ハ少之御普請ニ而も御門跡様より之御造作ならてハ難調由何も被申候、三十三間堂近所□当分地形ニ物いり不申候へハ、一方能御座候へ共、地形も深田ニ而大分御造作懸り申所ニ御座候、当分ハ海手御造作まし候共、後々ハ御勝手御利用能有御座と奉存候、か様ニ申上候とても、掃部殿御老中へ御聞被成、海手不可と成申間敷も不奉存候、先海手ノ義能々御相談上可被仰上候

一^(九)ふか川之義、江戸へ程近く御座候へ共、渡海不自由ニ御さ候、橋之義伏見や又兵^(番)へ・ましたや八兵^(番)へへ相尋申候へハ、如何様ニ輕土橋ニ而も二百両、三百両ニ而ハ懸申間敷候、大形式千両御定入候ハ、三千両程いり可申由申候、其上公儀より不成様ニ可被仰候、御城米ノ大船、御藏へ通り申候ニ付、橋ハ懸り不申候由、又兵^(番)へ被申候、其船通り候様ニ懸申候へハ、多田地も損、過分ノ造作も懸り申候由ニ御座候

一^(十)ふか川之義、掃部殿御相談申上候へハ如御無用ニ候、御門跡様御下向之刻、御上使、其外諸大名衆御通候ニ舟渡しいかにも不可然候間、堅御無用之由被仰候

一^(十一)今度裏方より望地ノ杭ニ本願寺ト書付、御老中御耳へ立、首尾悪様ニ其元沙汰御座候由、爰元曾而不承義ニ御座候、定風説ニ而可有御座かと奉存候、三ヶ所望ノ杭書付見申候、神田御門跡と御座候

一^(十二)此方より望地ノ杭、是迄打不申候書付之段御紙面之趣畏奉存候

一^(十三)馬喰寺町ニ而五ヶ寺公家衆御下り之時、為御宿残り申候余十六ヶ寺立申候

一^(十四)鍋島信濃殿、先月廿四日ニ御死去之由ニ御座候、御死かいハ国本へ参候由申候、此比承申候故、遅御座候、御代□松平丹後殿御弔ノ御書日限考爰元ニ而相認遣し可申と奉存候

一^(十五)尾張五郎太様、御名乗字御名御付替被進候ニ付、一昨五日ニ被成御登城候、御進上物・御拝領物書付上せ申候、御祝儀可被進義と何も被申候、御使御下し可被成候哉御窺御尤奉存候

一^(十六)御替屋敷最前申上候所、元取越・新錢座松平下総殿後之義不相成様子ハ、元取越ハ御代官衆土ノ掃地坊主衆其外町屋多立申候故、成不被申との義ニ御座候、松平下総殿うしろノ屋敷ハ初々裏

方望候杭打達而望申候ニ付、両方出不申候由ニ御座候、此段も終ニ何共被仰渡者無御座候、押付三十三間堂近所ニ而杭御打被成候間數も、此方より望之義ハ少も御聞不被成、百間四方ニ杭御打被成候、海手ニ而ハ今少も広出可申かと掃部殿被仰候、御屋敷之義被仰渡も御座候ハ、重而御左右可申上候、三十三間堂近所、木引町海手、両所之内被思召様も御座候ハ、早々可被仰下候、恐惶謹言

上田織部

(明暦三年)
卯月七日

正信 (花押)

下間少進様
(仲此)

下間治部卿様
(仲此)

下間宮内卿様
(仲此)

下間大式様
(仲此)

横田帯刀様
(長仍)

二 内容と背景

上田の書状では、明暦三年四月三日、寺社奉行安藤右京ら六人が訪れ、焼失した浅草御堂の代替地は、西本願寺、東本願寺ともに観音堂西三十三間堂前後と定められたことが伝えられたが、井伊直孝へこの地を断りたいと申し入れた。その理由は「石懸」が悪いこと、東本願寺に示された地よりも深田(湿地)であること(一条目、以下条目のみを記する)、江戸の門徒に不便で繁昌しないこと(二)であった。直孝からは、老中の仰せを断る

のは難しいので、安藤らに仰せ出しがないように頼むようにとの指図を受け、そのようにしている(一)。

六日に、また安藤らが訪れ、杭を新たに打ち直したとのことであったが、その図には東・西の区別なく御門跡とのみ書かれていたので、鬪取が行われるのではと推量した(三)。直孝に相談したところ、直孝の働きかけによつて鬪取となったのであるから、鬪取を行うようにとの指図を受けたが、その沙汰はなかった(四)。

代替地について西本願寺側には複数の意見があった。坊主衆等は費用、防火の面から木引町新銭座松平下総殿屋敷の後方が良いとした。佃嶋衆は木引町京極主膳殿屋敷の後ろを費用面から推した(二)。その他に深川や元取越も候補にあがっていたが、新銭座松平下総殿後ともに、適さないとのことになった(二・九・十・十六)。

木引町後ろ海手の干潟は、旗本衆に割り当てられるはずなので、その先の場所を望みたいと直孝に伝えると、成否の様子を老中にそつと尋ねてみるが、成らないときにはその場を望むことは無用にするようにとのことで、海手絵図を取り置いている(七)。三十三間堂近所、あるいは木引町海手の両所についての西本願寺の意向を早々に仰せ下されたい(十六)というのが、上田の書状での代替地に関する記事である。

本史料から最終の代替地として、幕府から示された三十三間堂近所か、木引町海手かについて西本願寺の考えを問う形になっているが、上田は木引町海手を代替地と

したいことが分かる。最終的には五月に木挽町海面（現在地）と幕府から仰せ渡しがあった。大火後、幕府は江戸の町の復興・整備を行った。市街の防災化、武家屋敷・寺社の移動である。御坊の移築はすんなりと現在地へ決定したのではなく、東西両本願寺ともに移築という条件、幕府から示された場所を両本願寺で鬭取りをして決めるという方針も出てくる中で、西本願寺が希望した地に決定したのである。

今回紹介の上田書状や松野坊の書状（文書番号 2、以下番号のみを記す）から、代替地の決定において頼みとしていたのは直孝であつた。良如は直孝へ、上田が寺地替の担当であることを伝え、直孝は了承している（3）。上田は西本願寺への書状で、直孝に一々内意をうかがい指図を受け、直孝の動きは肝煎りなので「重而御礼之御状御書下可被成候哉」（10）としている。松野坊も「今度ハ掃部殿御情入申候段難有奉存候、事之外織部殿御情入申候間、左様ニ御心得可被成候」（12）と、代替地決定には直孝と上田との働きが大きかったとしている。

直孝は彦根藩の二代目藩主である。父は井伊直政で、徳川家康に仕え、関が原の戦いの功により佐和山に入り、直政の子の代で彦根に移っている。直孝は大坂の陣で大きな戦功をあげた。死を前にした徳川秀忠から大政に参与するように命じられ、三代家光・四代家綱のもとで幕政運営を行った。西本願寺とは、先に記した承応二年（一六五三）の西本願寺と興正寺の本末抗争において大きく

関わりを持った。『承応閼牆記』によると、良如は幕府からの学寮取り壊しの求めを拒んでいたが、明暦元年七月に、西本願寺と興正寺間の一件の「取り扱い」役に任命された直孝が、同月六日から二十一日迄に、江戸に滞在していた良如を七回訪れている。直孝の直談判を受け、良如は学寮取り壊しを決断するにいたった。良如から直孝に宛てた書状に、学寮取り壊しの決断の理由が書かれている（『彦根藩井伊家文書 浄土真宗異義相論』）。

今朝者暑氣之時分、遠路御出候而、殊末寺出入之儀二付、色々御異見不浅満足申候、先日酒井讃岐守より此儀内証承候へ共、迷惑之余達而断申入候儀、難然御手前者御親父より先門江、別而由緒有之二付、難黙止候間、学寮之儀、先崩可申候、此中理申儀者、口上書之通二候、此上者以来寺法相立候様、御分別頼存候、尤以参可申入候へ共、今砌故延慮申候、恐々謹言

（明暦元年）
七月六日

（良如）
光円

（直孝）
井伊掃部頭殿

直孝の「御親父」直政と良如の父「先門」准如との間に「由緒」があることを理由に、学寮を取り崩すことを決断している。直孝の登場により西本願寺と興正寺間の騒動は、西本願寺の学寮取り崩し、興正寺准秀逼塞へと向かう。明暦の大火後の代替地決定において西本願寺が

直孝を頼みとしたのは、西本願寺と井伊家とのつながりの強さ故であると言えよう。また、直近に生じた西本願寺と興正寺間の出入において、直孝の登場が本願寺にとつては有利なものであったことの裏づけともいえるのではない。西本願寺が幕府と交渉を行う上で、直孝は重要な人物であったのだろう。本史料にみえる直孝の動きは、近世初期の幕政における西本願寺の政治的な位置を理解する上でも重要である。

最後に、直孝より上田宛ての書状(28)を紹介する。

猶以私如何与御尋不浅奉存候、無別儀在府申儀候、此段も被仰上頼入存候、以上

従門跡様被成下御書過分至極ニ奉存候、江戸御寺地御替地之儀宜被為思食候之由被仰下珍重奉存候、仍公方様倍御機嫌能御座被為成候条、御満悦被遊候様可被仰上候、恐々謹言

井伊掃部頭

腕振申故印判御免可被成候

(明暦三年)
七月廿六日

直孝(印)

上田織部殿

良如は代替地に満足していることの書状を直孝に出し、それに対する直孝の書状である。直孝と良如とのつながりの深さを示している。

参考・引用文献

『新修 築地別院史』(千葉乗隆編、同朋舎、一九八五年)

龍谷大学仏教文化研究叢書 20 『彦根藩井伊家文書 浄土真宗異義相論』(平田厚志編、法蔵館、二〇〇八年)

『承応閼牆記』『新編真宗全書』(新編真宗全書刊行会、一九七五年、思文閣)

『大谷本願寺通記』(『真宗史料集成』第八巻、同朋舎、一九七三年)

『考信録』(妻木直良編『真宗全書』藏經書院、一九一四年)

『祖門旧事記』(龍谷大学所蔵)

『徳川実紀第四篇』(『新訂増補国史大系』第四十一巻、吉川弘文館、二〇〇三年)

彦根市史編集委員会『新修 彦根市史』(第2巻通史編・近世彦根市、二〇〇八年)

『明暦の大火』(黒木喬、講談社、一九七七年)

築地御坊関係史料(一) は法量、縦・横、センチ

1 益池休菴直政書状(下間治部卿他四人宛)

(明暦三年)二月二十九日(三三・〇 四四・〇)

2 松野坊宗久書状(下間衆・奉行衆宛)

(明暦三年)三月十一日(三一・四 四五・五)

3 井伊掃部頭直孝書状(上田織部宛)

(明暦三年)三月二十五日(三五・二 四九・〇)

4 酒井雅楽守忠清外二人奉書写(下間治部卿宛)

(明暦三年)三月二十五日(三二・八 四七・二)

5 (益池休菴)直政書状(下間治部卿外四人宛)

(明暦三年)四月二日(三一・四 四六・七)

- 6 上田織部口上書 (下間少進外四人宛)
(明曆三年) 四月七日 (一六・四 二四・四)
- 7 上田織部書狀 (下間少進外四人宛)
(明曆三年) 四月七日 (一六・二 四二・一・四)
- 8 寺内惣御堂衆善永寺外三人書狀 (下間少進外四人宛)
(明曆三年) 四月七日 (一五・九 九一・二)
- 9 三十三間堂近辺図 (明曆三年) 四月七日 (八二・〇 一〇四・〇)
- 10 上田織部書狀 (下間少進外四人宛)
(明曆三年) 四月十二日 (一六・〇 七三・六)
- 11 井伊掃部頭直孝書狀 (上田織部宛)
(明曆三年) 四月十五日 (三五・五 四八・八)
- 12 松野坊宗久書狀 (下間少進外三人宛)
(明曆三年) 五月五日 (三〇・八 四四・〇)
- 13 永井弥右衛門直元書狀 (上田織部宛)
(明曆三年) 五月七日 (三一・六 四四・八)
- 14 城半左衛門朝茂書狀 (上田織部宛)
(明曆三年) 五月二十二日 (三六・八 五一・二)
- 15 北条安房守正房書狀 (下間宮内卿宛)
(明曆三年) 五月二十二日 (三六・〇 四九・二)
- 16 久世大和守広之書狀 (下間治部卿宛)
(明曆三年) 五月二十三日 (三四・六 四九・四)
- 17 坂井八郎兵衛成之書狀 (下間少進宛)
(明曆三年) 五月二十三日 (三七・〇 五一・七)
- 18 石谷将監貞清書狀 (下間正十口宛)
(明曆三年) 五月二十四日 (三六・〇 四九・二)
- 19 青木甲斐守重兼書狀 (下間少進宛)
(明曆三年) 五月二十七日 (三一・二 四五・五)
- 20 内藤善斎正吉書狀 (上田織部宛)
(明曆三年) 五月二十七日 (三七・二 五四・五)
- 21 平野權平長勝書狀 (本願寺門跡宛)
(明曆三年) 六月十一日 (三五・〇 五〇・二)
- 22 神尾備前守元勝書狀 (下間治部卿宛)
(明曆三年) 六月十三日 (三二・八 四九・三)
- 23 光瀨寺乘以書狀 (下間少進外五人宛)
(明曆三年) 六月二十八日 (一五・九 一〇七・五)
- 24 光瀨寺乘以書狀 (下間少進外五人宛)
(明曆三年) 七月十一日 (一六・五 八四・〇)
- 25 専修寺少隱書狀 (横田帶刀・上田織部宛)
(明曆三年) 七月十六日 (三二・四 四三・八)
- 26 平野權平長勝書狀 (本願寺門跡宛)
(明曆三年) 七月二十三日 (三四・六 五〇・二)
- 27 光瀨寺乘以書狀 (下間少進外五人宛)
(明曆三年) 七月二十五日 (一五・六 一〇三・三)
- 28 井伊掃部頭直孝書狀 (上田織部宛)
(明曆三年) 七月二十六日 (三六・四 五〇・二)
- 29 桑山猪兵衛貞寄書狀 (光瀨寺宛)
(明曆三年) 七月二十六日 (三一・五 四四・五)
- 30 能勢新十郎頼宗書狀 (光瀨寺宛)
(明曆三年) 七月二十八日 (三一・二 四五・五)
- 31 吉良若狹守義冬書狀 (下間治部卿宛)
(明曆三年) 八月十四日 (三七・〇 五二・五)
- 32 大坂石屋六右衛門請書 (門跡作事奉行中宛)
明曆三年八月二十八日 (三二・二 三九・〇)
- 33 光瀨寺乘以口上書 (下間少進外五人宛)
(明曆三年) 十月一日 (一六・〇 五六・五)
- 34 下間宮内卿書狀 (川那部左内宛)
(明曆三年) 十月二日 (三一・六 四五・八)
- 35 吉良若狹守義冬書狀 (上田織部宛)

36 土岐縫殿助頼恭書状 (下間少進宛)
(明暦三年) 十月二十四日 (三六・二 五二・四)
(明暦三年) 十月二十九日 (三六・四 五二・八)

37 光瀬寺乘以書状 (下間少進外五人宛)
(明暦三年) 十一月六日 (一五・五 二二〇・〇)

38 光瀬寺乘以書状 (下間少進法印外四人宛)
(明暦三年) 十二月七日 (一四・二 八七・八)

39 水野伊織書状 (戸嶋頼母宛)
(明暦三年) 十二月十四日 (三三・〇 五〇・八)

40 志半兵衛書状 (松野坊宛)
(明暦三年) 十二月二十六日 (三〇・八 四六・二)

41 光瀬寺乘以書状 (横田帶刀・上田織部宛)
(明暦三年) 十二月二十八日 (一五・一 五五・三)

42 近藤八郎左衛門・光瀬寺口上書
(明暦三年) 十二月二十八日 (一四・九 一五三・四)

43 光瀬寺乘以書状 (下間少進外四人宛)
(明暦三年) 十二月二十八日 (二〇・一 一二八・九)

44 某書状
(明暦三年) (三一・〇 四四・五)

45 三十三間堂近辺図
(明暦三年) (三一・一 四三・七)

46 替屋敷地近辺図
(明暦三年) (二九・二 三九・八)

47 木挽町近辺図
(明暦三年) (二八・一 四〇・一)

48 光瀬寺乘以書状 (下間少進外五人宛)
(明暦四年) 四月三日 (一五・七 二〇四・九)

49 光瀬寺乘以書状 (下間少進外五人宛)
(明暦四年) 五月十一日 (二六・五 一二四・二)

50 吉良上野介義央・大井新右衛門政直書状 (下間少進宛)
(延宝二年) 三月二日 (三七・〇 五〇・二)

(ながせ ゆみ 本願寺史料研究所助手)

【編集後記】

編集子だけの感覚だと思いますが、三月十一日から随分時間が経過したような感覚が生まれている一方で、つい昨日のような感覚もどこかに存在しています。

ことに人災としての原発「事故」と、その後の経過・状況の推移に、頭の中では、多くの言葉が渦巻いているのですが、脈絡のある文字の連なりになりません。そんななかで、「精神構造としての原発イデオロギーが上部構造なら、下部構造は国策による原発利権なのだろう」と、かろうじて言葉を選び絞り出しても、結局、自分の言葉の無力な陳腐さに直面してしまい、目をつむりたくなります。さらに無理にでも言葉を重ねようとすると、最後は結局、「言葉を失います」という、これまた陳腐な表現にたどり着いてしまいます。

それにしても、最首悟氏の書名を借りれば、場所によっては、海や大地だけでなく、「生アルモノハ皆コノ……ニ染マル」状況にあるなか、原発「事故」由来の放射能に関して、「専門家」と称される人たちによる「ラジウム温泉」や「ラドン温泉」と比較するような言説を目にするとき、まったくの素人として、やはり「言葉を失わざるをえません」。頭のなかで、魯迅の言葉「救救孩子」を、発音はできないのですが、繰り返すのみです。

(歩弥紡)